

○渡島廃棄物処理広域連合選挙管理委員会規程

(平成12年11月30日選挙管理委員会規程第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第194条の規定に基づき、渡島廃棄物処理広域連合選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長の選挙)

第2条 委員長の選挙は、委員の無記名投票で行い、投票の最多数を得た者を当選人とする。この場合において、得票数が同じであるときは、くじにより定める。

2 委員に異議がないときは、前項の選挙は、指名推薦の方法により行うことができる。

3 委員会は、委員長が選挙されたときは、その者の住所及び氏名を告示するものとする。

4 委員長が欠けたときは、速やかに委員長の選挙を行わなければならない。

(委員長の任期)

第3条 委員長の任期は、委員の任期による。

(退職の手續)

第4条 委員長が退職しようとするときは、文書をもって法第292条において準用する法第187条第3項に規定する委員に申し出なければならない。

2 委員又は補充員が退職しようとするときは、文書をもって委員長に申し出なければならない。

(職務代理者の氏名等の告示)

第5条 委員会は、前条第1項の委員が指定されたとき、又は委員に異動があったときは、その者の住所及び氏名を告示するものとする。

(委員会の招集)

第6条 委員会の招集は、委員に対する通知及び告示により行う。

2 前項の通知及び告示は、招集の日時、場所及び議題を記載し、開会の日の3日前までに行う。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

3 法第292条において準用する法第188条の規定に基づく委員による委員会の招集の請求は、会議の日時及び付議すべき案件を記載した文書によりしなければならない。

4 委員の選挙後初めて行われる委員会の招集は、年長の委員が行う。

(欠席の届出)

第7条 委員は、委員会に出席することができないときは、開会時刻前に委員長に届

け出なければならない

(意見等の聴取)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(会議の議長)

第9条 委員長は、委員会の会議の議長となる。

2 委員長及び委員長職務代理者とともに事故があるとき、又はともに定まっていな
いときは、年長の委員が議長となる。

(会議録の調製)

第10条 委員長は、職員に会議録を調製させなければならない。

2 前項の会議録には、会議の次第、出席委員の氏名その他必要な事項を記載し、委員
長の指名した委員1人が署名しなければならない。

(委員長の担件事務)

第11条 委員長の担任する事務は、法令に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 委員会に議案を提出し、その議決を執行すること。

(2) 書記長及び書記の任免、服務等に関すること。

(3) 前2号に附帯する事項に関すること。

(委員長の専決処分)

第12条 委員長は、委員会の権限に属する軽易な事項について専決処分をすることが
できる。

2 委員長は、前項の規定により専決処分をした事務について、次の会議において委員
会に報告しなければならない。

(事務局の設置)

第13条 委員会に事務局を置く。

(職員)

第14条 事務局に書記長及び書記を置く。

2 職員の勤務時間その他の勤務条件、服務その他身分の取扱いについては、渡島廃棄
物処理広域連合事務局（以下「広域連合事務局」という。）職員の例による。

(事務の専決)

第15条 書記長は、次に掲げる事項について専決をすることができる。

(1) 軽易又は常例の申請に関すること。

(2) 事務局職員の旅行命令に関すること。

(3) 公文書の公開の諾否の決定に関すること。

(4) 前3号のほか、軽易な事務処理に関すること。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要若しくは異例と認められる事項又は法令等の解釈上疑義があると認められる事項については、委員長の決裁によるものとする。

(事務の代決)

第 16 条 書記長が不在のときは、書記長の指定する職員がその事務について代決をすることができる。

2 前項において不在とは、出張、病気その他の理由により決裁することができない状態にあることをいう。

(後閲)

第 17 条 前条の規定により代決をした事務については、遅滞なく書記長の閲覧に供さなければならない。ただし、軽易なものについては、この限りでない。

(文書の取扱い)

第 18 条 発送する文書には、「渡広選管」の記号を付けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、文書の取扱いについては、広域連合事務局の例による。

(公印の名称等)

第 19 条 公印の名称、形状、寸法、個数及び保管責任者は、別表のとおりとする。

(公印台帳)

第 20 条 保管責任者は、様式の公印台帳を備え、全ての公印を登録しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、公印の取扱いについては、広域連合事務局の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成 12 年 10 月 24 日から適用する。

別表（第 19 条関係）

公印の名称	形状	寸 法	個数	保管責任者
渡島廃棄物処理広域連合 選挙管理委員会之印	正方形	30 mm	1	書 記 長
渡島廃棄物処理広域連合 選挙管理委員会委員長之印	正方形	24 mm	1	書 記 長
渡島廃棄物処理広域連合 選挙管理委員会書記長之印	正方形	24 mm	1	書 記 長

様式（第 20 条関係）

公 印 台 帳		
印 影	公 印 の 名 称	
	保 管 責 任 者	
	使 用 開 始 年 月 日	
	使用文書区分	
	告示年月日及び 番 号	
	公 印 の 寸 法	
	登録、廃止その他の処理に関する記事及び年月日	